

平成 23 年度 第 2 回 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

(第 2 回障害者計画等策定合同審議会) 議事要旨

日 時	平成 23 年 10 月 3 日 (月) 15 時 ~ 17 時 30 分
場 所	東大阪市役所 1 階多目的ホール
出席者	<p>(専門分科会) 松端委員 (会長) ・ 大西委員 ・ 勝山委員 ・ 坂本委員 ・ 田中委員 ・ 宮田委員 ・ 山野委員 (東大阪市自立支援協議会委員) 岡井委員 ・ 高橋委員 ・ 高見委員 ・ 地村委員 (東大阪市こころの健康推進連絡協議会委員) 安藤委員 ・ 高取委員 ・ 辻本委員 (東大阪市障害福祉計画策定懇話会公募委員) 畑阪委員 ・ 檜尾委員 ・ 六田委員 (事務局) 健康福祉局福祉部 : 立花 障害者支援室 : 橋本 ・ 高橋 ・ 竹山 ・ 山瀬 ・ 村田 ・ 脇本 健康福祉企画課 : 大引 健康づくり課 : 石塚</p>
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の改正について ・ 第 2 期障害福祉計画進捗状況 ・ 団体ヒアリング調査報告について ・ 第 3 期東大阪市障害福祉計画骨子 (案) について ・ その他
議事要旨	<p>事務局 開会の言葉 事務局 (障害者自立支援法の改正について説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な内容 利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実 (原則として平成 24 年 4 月 1 日施行 (予定))、障害児支援の強化 (平成 24 年 4 月 1 日施行)、地域における自立した生活のための支援の充実ということでグループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設、同行援護 (平成 23 年 10 月から施行済み)、 ・ 医療的ケアにかかる部分について、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度として、現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるようになります。

会長

相談支援事業は、一般的な相談支援、サービス等利用計画、地域移行支援の部分の3つになるわけですね。サービス等利用計画が全員となると介護保険のサービスに近づくのですね。

また、児童については今年度中に新しい児童福祉法のサービスへ移行するのですね。同行援護はすでに10月から始まっています。

事務局

児童のサービスは来年の4月から移行します。

会長

新しい総合福祉法ができるまでのつなぎとして変更があったということです。市としては相談支援体制をどうしていくかが一番大きなテーマになります。基幹相談支援センターはどのようになっていますか。

事務局

まだ国から詳しい内容が降りてきていません。市としても検討中です。

会長

国の枠組みが示されないと決めにくいですね。不透明な部分が多いと思います。相談支援体制を作っていくということです。

事務局

(団体ヒアリング調査報告について、事務局より説明)

- ・ アンケート送付 19 団体、回収 18 団体、ヒアリング 17 団体
- ・ ヒアリング実施期間は平成 23 年 8 月 8 日から平成 23 年 9 月 8 日まで
- ・ 共通する課題としては、職員のスキルアップ(質の向上)、人材の確保、医療的ケアの問題、送迎の問題、土日など休日のサービス利用について、入浴のニーズ、サービス提供の基盤整備について回答があった。
- ・ 訪問系サービスでは事業所数の増加を評価。障害特性に対応できるヘルパーや職員の養成、研修の充実に対して意見があった。
- ・ 日中活動系サービスでは支援学校卒業後に就労継続支援 B 型を利用できない制度上の問題、選択肢を増やしてほしいという意見があった。
- ・ 居住系サービスでは物件や人材の確保について意見があった。
- ・ 相談支援ではサービス利用計画の対象者の拡大に伴って事業所が十分に対応できるのかといった課題、発達障害への対応について意見があった。
- ・ 移動支援事業では柔軟な利用について意見があった。

委員

第 3 期計画の課題として医療的ケアの問題をどうしていくかということがあると思います。法改正は確かになされましたが、看護師の不足に加えて一般

の人がたん吸引等が出来るようになったとしても本当に責任を持って取り組んでもよいのかどうか。夜間のケアの問題もあります。重度身体障害者の問題もあります。

総合福祉法の中で、就労支援については昔のような形態に戻っていて就労移行の要素が薄くなったように思います。就労移行支援では利用者が期間の途中で就職してしまうと次の利用者を入れにくいといった問題が施設運営上の課題となっています。施設としても積極的な努力を強いられるところもあります。総合福祉法の中での新たなサービス体系・就労に関するサービスについて不安を感じています。

会長

総合福祉法は財源もよく分からないところがあります。

委員

今の2倍くらいになるのではないのでしょうか。就労に関する障害福祉サービスがどのような事業になるのかなと思っています。総合福祉法の提言を見ると細分化したものをまとめているだけのように感じます。課題としては医療的ケア、夜間、就労支援についてと思っています。

委員

家で面倒を見えています。在宅となって1年以上ですが寝たきりの重度障害者は障害者医療よりも介護保険の部分が優先されているように思います。

訪問看護に来てもらっても介護保険の枠の中だけでは医療的なケアの部分まで時間が残りません。後遺症のある人は介護保険優先ではなくて障害者医療・障害福祉の部分を優先して利用できるようにしていただきたいと思います。入所・入院ではなく在宅でも障害者が生活できるように障害者医療、障害福祉サービスの部分を優先して使えるようにしていただければと思います。

会長

資料1の中では研修を受けた人が医療的行為の一部を担えるようになったと示されています。また、来年からは1週間のケアプランを作成することになるので少しは上手く利用できるようになるかもしれませんね。

(3) 第3期東大阪市障害福祉計画骨子(案)について

会長

それでは、案件3「第3期東大阪市障害福祉計画骨子(案)」について、説明をお願いします。

事務局

資料3「第3期東大阪市障害福祉計画」の説明

・趣旨について

- ・平成 24～26 年度の 3 年間の計画であること
- ・上位計画として本市の総合計画、地域福祉計画、障害者プラン（後期計画）の他、関連する計画として府の障がい者計画等がある。
- ・これまでの基本指針の基本的理念・基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等について、国は考え方を変更しないが、必要な時点修正等を行うこととしている。また、障害児を対象とした施設・事業は児童福祉法に根拠規定が一本化する予定であることから、児童福祉法に基づく障害児に係るサービスについては、法律上、本計画においての策定義務は無く任意とされている。本市では障害児にかかるサービスもこの計画の中に位置づけていく。
- ・計画の策定体制としては本会である東大阪市障害福祉計画策定合同審議会の設置。また、現状では未設置であるが東大阪市福祉推進委員会のもと課題別会議の設置を予定している。調査としては障害者関連団体ヒアリング調査、法人・事業所アンケート調査がある。
- ・第 2 章は第 1 回合同審議会にて説明済み。
- ・「第 3 章計画の基本的な方針」について障害者プランでは「お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現」を理念として掲げる。これは障害福祉サービスや地域生活支援事業等を規定する本計画でも上位計画の理念として引き継ぐべきものとする。また、第 2 期計画の 3 つの理念も引き継ぐ。3 つの基本理念の文言について「発達障害を含む」という文言を今回新たに付け加えた。基本的な考え方も第 2 期計画を引き継ぐ。
- ・目標値は現状では検討中である。

会長

基本理念について枠組みは変わらないということです。「(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」は目標を達成したということです。「(3)福祉施設から一般就労への移行」については目標の達成が今のところ厳しい模様です。全国的にもそうなので東大阪市も典型的な結果が出ているといえます。相談支援体制については、国の新しい枠組みの中で施策を展開することになります。

ご意見いかがでしょうか。

委員

経管栄養の医療が認められるとお聞きしました。入院中の流動食についても公費で負担していただくようお願いいたします。市によって公費で負担してくれるところもあるようです。市によって対応が異なるようです。

事務局

状況を把握するように致します。

委員

発達障害児者の件で述べさせてもらいます。当事者団体でもあり、児童デイサービス等の事業も展開しています。90人程在籍してしまして相談支援を希望している方が多くおられます。

自閉症の特性を理解した職員さんに出会うことはなかなかありません。障害特性として視覚優先であるということについて教育や福祉の分野でも理解して支援を行っていただければと思います。

今回、障害児のサービスは児童福祉法に移行してしまうので障害者支援室とは縁が切れてしまうのかと心配していましたが、この計画の中では障害児を対象とするとお聞きしました。ありがたいと思っています。

単に児童デイサービス等へ預けたいという意向よりは、日々悩んでおられることを解決できる場、子どもの療育の場等を求めておられるのだと思います。子どもの療育については強く望んでおられます。発達障害に特化したセンターや相談支援事業所について、計画の検討材料として取り上げていただければと思います。東大阪市では療育センターやパルがあるので比較的恵まれている方だとは思いますが、年齢制限があったり、待機児童が出ている状況もあるので検討してもらえればと思います。発達障害の相談支援事業者が地域それぞれにあれば良いと思っています。

委員

入院している精神障害者の地域移行について一定の目標を達成してはいても、社会的な入院は依然として存在しています。社会的入院を強いられている方がまだいるということを確認して目標値を定めていただければと思います。

退所・退院については個別支援を相談支援事業所で実施するということが大変良いことだと思います。

長期入院となって退院する意欲すらなくなっていたり、家族が退院を拒否したりするケースがあります。退院促進事業がなくなってしまう、退院が決まった方だけの支援に留まる恐れがあると考えています。当事者による相談、ピアサポーターの活動が始まっていますので、そのような退院した人による仲間の働きかけなどについても支援策を検討してもらえればと思います。

精神障害者の短期入所について考えてもらいたいと思います。精神障害者の短期入所は守口市と寝屋川市の援護寮ぐらいしかありません。他には知的障害者の短期入所を精神障害者が利用している場合もありますが、受け入れ可能な施設は市内では1箇所ぐらいだと思います。専門の短期入所がないために精神障害者が入院へとつながるところもありますので、精神障害者が利用できる短期入所が必要だと考えています。

会長

退院促進事業の対象にならない方もいます。単に数値を達成したということではなく、表面的でない計画づくりが必要だということですね。

委員

資料1の「地域における自立した生活のための支援の充実」の「成年後見制度利用支援事業の必須事業化」について、このような制度は親亡き後の支援としてとても大切です。東大阪市としても数値目標・見込量を出してもらえればと思います。

事務局

東大阪市では市長申し立てにより後見人を付けられる場合があります。知的障害のある方は障害者支援室にて、精神障害のある方は健康づくり課が担当しています。数値目標については具体的に何件を申し立てるといのは見込みを出しにくいように思います。

委員

就職されて退職された人数は把握されているのでしょうか。

事務局

そのようなデータはなかなか把握が難しいように思います。

委員

定着支援がまだまだできていないと思います。

ハローワークでは就労できたは、数値化しますが、退職する数値は出しません。高齢になると再就職は難しいので長く働けるということが必要だと思います。職場定着の支援者がものすごく大切だと思います。納付金制度が変わってきたので障害者を雇ってみようとする会社が増えていくのではないかと思います。

会長

退職者数を把握するのも大事ですね。

委員

アルコール依存症の認識はあっても、依存症が障害であるという認識はまだ深く理解されていないように思います。生活の中で障害を抱えておられるという認識が皆さんの中に深まればと思います。専門性や特殊性の高い相談を展開することが必要だと考えています。アルコール依存症という立場がこの計画の中にどのように取り扱ってもらえるのか知りたいと思います。

会長

周りも本人も障害を認識していくことが大事ですね。

障害のカテゴリは相当大きいと思います。国は合理的配慮について推し進めようとしています。

他のご意見いかがでしょうか。

委員

新たに入所施設ができますが、障害者の生活はやはり地域だということを明らかにしてほしいと思います。

p 30 に「すでに障害福祉サービスの制度自体は障害者個々の状態に合わせた自立支援システムとなっはいますが、」とありますが、制度自体が個々の状態に合わせたものとはなっていないと認識しています。

入院、入所している方が地域へ戻ってくる時の支援として地域移行を支えるサービスを検討してほしいと思います。

委員

最初の説明のところで、発達障害を精神障害に含めて良いかという話がありました。私は発達障害を別立てにした方が良いと思います。

退所、退院について府の調査をもとにした数値が出てきているわけです。今の精神病院は入院された方を早めに地域へ返すという方向性ですがそれに対応できるような流動的な視点が必要だと思います。

「本市の特性にあった体制のあり方」と書かれていますが、本市の特性という言葉が分かりにくいように思います。

会長

今回頂いた指摘を踏まえて素案を作成していただきたいと思います。

委員

虐待防止法が来年から施行されますので、その辺りを一言盛り込んでもらえればと思います。

(4) その他

会長

他にはよろしいでしょうか。

では次回は 11 月 28 日の午後 3 時からということです。事務局から他に報告はありますか。

事務局

本日はご協議をいただきましてありがとうございました。次回は 11 月 28 日(月)午後 3 時から 1 階多目的ホールにて開催します。次回は、第 3 期東大阪市障害福祉計画素案について、議論をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

会長

それではありがとうございました。